

◇大学院の理念・目的、教育目標

法学研究科

1. 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 理念・教育研究上の目的の明確化がなされているか（理念・目的の特色・特徴を含む）。

本学大学院は「課程の目的に応じ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめて、本大学の使命を達成すること」（大学院学則第2条）を目的としている。

この目的に基づき、法学研究科においては広く法学・政治学の基礎・応用分野における学術の研究を進め、「法学、政治学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する」（大学院学則第4条の5）ことを教育研究上の目的としている。これを踏まえ、具体的には、第1に研究者養成、第2に高度専門職業人の養成、第3に社会人教育、そして第4に日本の諸制度や理論を学ぶことを希望する外国人留学生の教育を法学研究科における柱としている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

2. 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 構成員に対する周知方法とその有効性

(2) 社会への公表方法

法学研究科の理念・目的の周知は、大学構成員（学生、教職員）に対しては履修要項、本学公式 Web サイト等を通じて周知している。また、入学志望者に対しては、Web サイト掲載の大学院案内、大学院進学相談会での説明等を通じて行っている。Web サイト上の法学研究科案内は常時アクセスでき、大学院進学相談会は年2回開催している。

また、法学研究科の教育理念の1つである社会人教育を表象・実践するための取組みとして、2015年1月に多摩地区の社会福祉協議会とともに「成年後見制度シンポジウム」を開催したほか、2015年4月より「高齢者社会と成年後見制度」に関する授業科目を開設し、法学研究科の掲げる理念・目的の周知・浸透とその具現に努めている状況である。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

3. 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 理念・目的の妥当性・適切性を検証する仕組みとその実施状況

理念・目的の検証については、毎年度の自己点検・評価活動の一環として実施している。

このほか、法学研究科においては、近年、社会人学生の減少、博士前期課程における定員

の未充足、研究者養成機能の低下といった事項が課題となっていたことから、2013年度から制度改革検討委員会において法学研究科の掲げる理念・目的の再検証を行い、その検証結果に基づいて、①収容定員充足率の一層の改善、②カリキュラム及び学生への研究指導体制の問題点の発見と改善、③研究者・後継者育成に向けての仕組みの整備を柱とする改革工程表を作成し、その着実な推進に努めている。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 2015年10月開催の法学研究科における改革工程状況の確認を踏まえて法学研究科で共有した具体的方向性に基づき、ロースクール修了者に対する入学試験制度の一部改正が行われるなど、検証の仕組みが機能している。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 具体的な諸施策を推進しながら、法学研究科委員会において、法学研究科の理念、目的に照らして絶えずその適切性などを議論し、検証を行って行く。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 現行制度では、ロースクールの修了者に対して、一般入試、社会人特別入試、外国人留学生入試において、筆答試験免除の優遇措置を行っていた。2018年度入試からはロースクール受験者の志願者数増加を企図し、この筆答試験の免除規定を廃止し、その代替として書類審査と口述試験のみによる特別選考入試を導入することとした。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

経済学研究科

1. 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 理念・教育研究上の目的の明確化がなされているか（理念・目的の特色・特徴を含む）。

経済学研究科は、創設当初から経済学の理論及び応用を教育・研究し、その深奥を究め、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を有する人材を養成し、以て経済の発展、社会・人類の福祉に資するとの理念の下で、「経済学及びその関連分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動、その他の高度な専門性を必要とする業務を遂行できる人材を養成すること」を教育研究上の目的（大学院学則第4条の5）として掲げている。時代の経過とともに教育・研究環境が変化し、経済研究科で養成すべき人材に多少の変遷はあったものの、上に掲げた理念・目的等は、一貫して変わることなく標榜し続けてきた。経済学研究科の理念・目的は、学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項及び同第4条第1項を具現化したものであり、適切である。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

2. 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 構成員に対する周知方法とその有効性

(2) 社会への公表方法

経済学研究科の理念・目的の周知について、大学構成員（学生、教職員）に対しては、履修要項のほか、本学公式Webサイト等を通じて周知している。また、社会一般に対しても、本学Webサイト上の大学院案内を通じて、これを広く周知しているほか、入学志望者に対しては、大学院進学相談会における説明などを通じて周知を行っている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

3. 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 理念・目的の妥当性・適切性を検証する仕組みとその実施状況

経済学研究科の理念・目的等は、その性質から短期間においてその妥当性の検証を求められているものではないとの認識である。しかし、基本的には毎年実施する自己点検・評価の機会を通じて検証・確認を行うよう努めている。ただし、カリキュラム改革も含めた研究科改革の検討を行う際には、その理念と目的を具現化することを旨として行うこととしているため、その妥当性の検証も大学院改革問題検討委員会及び教務委員会を中心に行い、研究科委員会において議論を行っている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

商学研究科

1. 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 理念・教育研究上の目的の明確化がなされているか（理念・目的の特色・特徴を含む）。

商学研究科の研究及び教育の基本理念は、本学の建学の精神である「**實地應用ノ素ヲ養フ**」に表わされる、多様な学問研究と幅広い実践的教育を通じて実社会で活躍してほしいとの願いに基づいて定められている。具体的には大学院学則第2条も定める大学院全体としての理念のもと、これを商学分野において具現化するため、大学院学則第4条の5において、商学研究科の設置目的・人材養成目的を、「**商学および関連諸分野における理論ならびに実務に関する高度な教育研究を行い、豊かな学識と高い学術的能力を有する研究者の育成、ならびに優れた見識と高度の専門性を必要とする業務を遂行できる人材の養成を目的とする**」、と規定し、多くの社会有為の人材を輩出してきた。今後もこの設置目的に即して、商学分野における高度な学術的能力や学識を備え、実社会でリーダーとして活躍していく人材を育成していきたいと考えている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

2. 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 構成員に対する周知方法とその有効性

(2) 社会への公表方法

商学研究科の理念・目的・教育目標等の周知については、①各種刊行物（本学公式 Web サイト、大学院ガイドブック、履修要項等）への掲載のほか、②全研究科共通で行われている年2回の進学相談会や研究科独自に毎年4月に開催している商学部学生向けの大学院ガイダンス（毎年20～30名が参加）等において、商学研究科に関心を持つ内外の人々に対する広報活動を通じて行っている。

特に、履修要項については、2017年度版より商学研究科の理念・目的・教育目標等がわかりやすく伝わるように内容構成を改訂し、学生へ配布している。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 研究科の理念・目的・教育目標等については、複数の媒体を介して公開しているものの、学生に周知できているか検証ができていない。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 大学院 FD 推進委員会による学生アンケートの実施や、商学研究科委員長と大学院生協議会との意見交換をとおして、実態把握に努める必要があるため、具体的な方法について検討する。

3. 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 理念・目的の妥当性・適切性を検証する仕組みとその実施状況

商学研究科の掲げる理念・目的については、年1回の自己点検・評価活動を通じて恒常的に検証が行われているほか、日常的には、定例で開催される研究科委員会におけるカリキュラムや授業科目、科目担当者、入学試験内容・判定基準・出題内容の適切性等の審議・決定に際して、学則等で示された研究科の理念・目的・教育目標の妥当性を意識した検討が行われている。

加えて、2015年度より、本学の文系大学院における今後の運営のあり方について検討することを目的に文系大学院研究科委員長による懇談会を定期的に開催しており、その過程においても各研究科の掲げる理念等についても共有し、検証を行う機会を設けている。また、研究科の理念・目的については、研究科委員長会議、教学審議会など全学的な審議を通じて決定されたものであり、その意味では、研究科外からも妥当性を検証されたものであるといえよう。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

理工学研究科

1. 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 理念・教育研究上の目的の明確化がなされているか（理念・目的の特色・特徴を含む）。

理工学研究科の置かれている環境では、従来からある科学技術分野の課題に加えて、現代社会が抱えている複雑な問題（環境、人口、都市、医療等の諸問題）に対して、理学工学分野からのアプローチが強く求められている。そうした課題に出会った時には、対象の中の何を切り出して問題とするのか・どのような解がもとの問題を解決したことになるのか、ということから考えなければならない状況に置かれる。そのような場面でも、問題を導き、積極的に問題解決に向かい、自分自身で考えた方法によって解決策を見出すこと、そしてそのような能力を獲得しようとする姿勢を維持することが非常に重要であると考えている。

このような認識の下、理工学研究科では、修了生が科学技術の第一線で活躍する力を身に付けることを目指した教育研究上の目的を、大学院学則第4条の5の四において次のように定めている。

「理工学研究科 理学、工学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。」

以上のように、理工学研究科における理念・目的・教育目標に照らした教育研究活動をはじめとする理工学研究科の諸活動において具現化するための教育研究上の目的（人材養成目的）を明確に定めており、それらの間には理工学研究科の諸活動の礎となる適切な関係性と緊密性を保持するものである。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

2. 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 構成員に対する周知方法とその有効性

(2) 社会への公表方法

理工学研究科の教育研究上の目的は学則に明示しており、その内容については履修要項のほか本学公式 Web サイトを通じて学内外に広く公開・周知している。

また、各専攻における教育研究上の目的等についても、先の履修要項のほか、大学院ガイドブック、さらには本学公式 Web サイト並びに各学科（専攻）オリジナル Web サイト（一部の専攻を除く）を通じて、各専攻の教育に対する方針や姿勢をよりわかりやすく提示し、これらに対する理解の促進に努めている。

とりわけ学部の在学学生に対しては、授業中をはじめ年2回実施する大学院進学相談会など様々な機会をとらえて、大学院進学の意義を説く中で教育目標等の周知にも努めている。さらに、大学院博士前期課程における学内推薦入学試験、学内選考入学試験に合格した学部4

年次生は、大学院授業科目履修制度により4年生のうちに大学院の科目を一部先行履修することができる。この制度により、理工学研究科の理念・教育目的等を直接享受することができる。また、大学院と学部学生（3～4年次生）対象の合併授業も、その分野の奥深さや広がり認識の上で学部学生に有効であり、大学院への進学意欲向上につながっている。

このほか、入学後の在学生に対しては、各専攻で工夫した資料等を用い、各種ガイダンスや学習指導、導入教育科目等の様々なチャンネルを通じてカリキュラムとその基となる目的を、正確に伝達し理解を促すようにしている。その成果は修了生の就職の状況のほか、本学 Web サイトに研究発表実績として公開している学生による研究活動の成果に表れているものと考えられ、教育目標等に沿った人材の安定的な輩出状況に鑑み、それらの内容及び周知方法等については有効であると捉えている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

3. 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 理念・目的の妥当性・適切性を検証する仕組みとその実施状況

理工学研究科においては、専攻毎に専攻会議を有しており、専攻によっては学生も参加して各専攻の教育目標に適合しているかを議論し、研究の趨勢、学生の反応を考慮に入れたアダプティブな検討が行われ、シラバスの整備・改良等がなされている。この検討作業を経て設定された専攻毎の理念・目的・教育目標は、毎年理工学研究科連絡委員会議の議論を経て、理工学研究科委員会の検討・審議が行われ、研究科として適切に検証される。

一方、理工学研究科の教育課程は理工学部の教育課程との接続が重視されるため、理工学部長、学部長補佐、理工学研究科委員長、理工学研究所長、研究開発機構長、理工学部事務長、担当課長等からなる懇談会を月に1回程度開催して、直面する課題の解決や将来的な計画を検討し、その結果を理工学研究科に還元することにより、学部と研究科との連携をとっている。

また、十分な検討が必要になった研究科関連の議題等については、適宜ワーキンググループを作り集中的に議論し、理工学研究科委員会にその結果を報告するようにしている。

他方、目的・教育目標等のあり方や社会的ニーズのマッチングの検証に際しては、学内意見のみならず、教育研究の受け手である修了生や、当該人材を受け入れている就職先企業等をはじめとする広義のステークホルダーからの意見やニーズをフィードバックすることが重要であり、現在は、修了生アンケートで修了生からの意見を集めている。2013年度修了生までは、課程修了5ヵ月後の『大学院研究年報』発送時にアンケートを送付していたが、2014年度修了生からは、3月の学位授与の日に配布・回収することにしており、その結果、回収率は2013年度14.4%から2014年度95.2%へと大幅に上昇した。これ以降も同様な方法で実施しており、2015年度は95.2%、2016年度は91.6%の回収率であった。

他方、各専攻同窓会、研究室OB・OG会、学会同窓会や就職先企業等からの要望・期待、意見の収集については、教員個人の努力に依存しているところが多く、十分な情報量の確保や情報の組織的な共有に繋がらないため、今後は相談会で招くOB・OGのコメントや講義で招聘するゲストスピーカー、博士後期課程に社会人特別入学試験で入学した学生から、大学院教

育の意義について聞き取りを行うなど情報の質と量を確保し、教育目標に反映する仕組みを整備する必要があると考える。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

文学研究科

1. 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 理念・教育研究上の目的の明確化がなされているか（理念・目的の特色・特徴を含む）。

文学研究科では、大学院学則第2条に定める本大学院の目的及び「人間の内面と社会と歴史をテキスト、データ及び事象を中心に考察する」との文学研究科の理念の下、大学院学則第4条の5第5号に「人文科学、社会科学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象に係る高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する」旨の目的を定め、これは、本学学則第2条に定める「個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展」に資するものであることから適切であるといえる。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

2. 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 構成員に対する周知方法とその有効性

(2) 社会への公表方法

文学研究科の教育研究上の目的は大学院学則にて明文化し、本学公式 Web サイト、履修要項をはじめ、主に受験生を対象としている広報誌である大学院ガイドブックに掲載し、公開を行っている。特に大学院ガイドブックには、文学研究科の教育研究に関し、その内容、方法、特色等を一般の方々にも解りやすい平易な文体で記述しているため、理念・目的・教育目標等を周知する上で極めて有効である。

さらに、年2回の大学院進学相談会において各専攻の在学生参加のもと、上記で述べた文学研究科を構成する各専攻における教育目標をより具体的に周知している。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

○ 特になし

3. 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 理念・目的の妥当性・適切性を検証する仕組みとその実施状況

文学研究科そのものの理念・目的・教育目標の妥当性を恒常的に検証する仕組みとして、毎年の自己点検・評価活動があげられるほか、研究科を構成する各専攻については毎年定期的に教務委員会を通じて、「各専攻の教育目標と人材養成等の目的」「各専攻の教育内容」の確認を行っている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

総合政策研究科

1. 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 理念・教育研究上の目的の明確化がなされているか（理念・目的の特色・特徴を含む）。

総合政策研究科の教育研究上における人材の養成に関する目的については、大学院学則第4条の5に示す通り、「人文科学、社会科学、自然科学、工学及びその関連諸分野を総合する観点から、現代社会における政策に関する理論及び諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、政策と文化を融合する学問分野を開拓しつつ教育研究活動その他の高度な専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。」としている。この教育研究上の目的をさらに具体的に示すものとして、総合政策研究科設置認可書に以下のように記述している。

1) 博士前期課程

総合政策研究科の理念・目的の要点は、「社会の大変革に立ち向かえる資質」、すなわち「新しい総合政策の視点と実践能力」をもつ高度専門職業人の養成である。その人材像は、「①総合的、学際的研究を通じて、世界及び日本の情勢を的確に分析・把握し、②さらに多様なレベルの政策課題を考察し、理論を踏まえた現実的政策を立案し、③世界の知識・情報を動員、活用できるネットワークを形成し、④とくにアジアの歴史・文化についての理解を深め、アジアと世界との架け橋となり、人類全体の発展と調和に貢献する」と表現されている。つまり、「日本とアジア、日本と世界を総合的観点にたって発展に導くことのできる人材」、「人間性に溢れたリーダーシップを発揮しうる人材」を養成することである。

この理念・目的について、設置から19年が経過した現在、世界情勢の変化によって付加すべき項目はあっても、基本構想を大きく変更する必要性はないと考えている。なぜならば、このような理念・目的・教育目標は、そもそも学校教育法第65条（大学院の目的）第1項、大学院設置基準第3条（修士課程）第1項に沿ったものとして設計されたからであり、またそれだけでなく、大学等の研究職、民間企業等の高度専門職業人を輩出している総合政策研究科の教育研究の実情を反映した内容となっているからである。

このような設置認可書の記述をふまえ、総合政策研究科博士前期課程の教育現場では、その基本理念を、「人間の文化・社会の姿を深く理解し、個人から国際機関に至るまでの意思決定すなわち“政策”に応用可能な知恵と方法論を学ぶことを目標とする」と理解し、「政策と文化の融合」という教育理念とも連動させていく可能性を継続的に議論している。

2) 博士後期課程

博士後期課程設置の趣旨に述べられている設置の理念・目的では、「総合的な政策対応ができるような高度の専門知識と実践能力をもった研究者や政策担当者」の養成、「総合的な政策研究の新たな学問としての総合政策学を構築する」学問要請に応える人材養成をもって、「国内外の教育研究機関とのネットワークを強化するための活動母体となる制度基盤を創る」という要請に応える、としている。

事実、設置以来、総合政策研究科では博士後期課程を中心に多くの社会人学生を集めており、社会的要請に応えつつ、また学位を取得した人材を国内外の社会に還元している。さらに博士後期課程において“政策と文化の融合する学問分野を開拓する”人材を育成し

ていくことも非常に重要な課題であるという議論を行っている。

なお、総合政策研究科の理念・目的・教育目標は、学校教育法第65条（大学院の目的）第1項、大学院設置基準第4条（博士課程）第1項に沿っており、研究所や大学の研究職、民間企業内の研究職等の高度専門職業人を多く輩出してきた総合政策研究科の教育研究内容の実情を反映している。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

2. 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

（1）構成員に対する周知方法とその有効性

（2）社会への公表方法

総合政策研究科の教育研究上の目的は前述の通り大学院学則に明文化されており、在学生には履修要項及び入学時の新入生ガイダンスを通じて共有を図っている。加えて、志願者及び新入生向けに大学院ガイドブックや広く一般に向けても本学公式Webサイト等に掲載を行っているほか、年2回行われる大学院進学相談会においても面談を通じて詳しく説明している。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

3. 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

（1）理念・目的の妥当性・適切性を検証する仕組みとその実施状況

大学院研究科等の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みとしては、毎年の自己点検・評価活動の機会に確認や検証を行うとともに、カリキュラム改正や組織改編等について検討を行う際には研究科委員会やカリキュラム委員会等で検証を行っている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

国際会計研究科

1. 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 理念・教育研究上の目的の明確化がなされているか（理念・目的の特色・特徴を含む）。

中央大学専門職大学院国際会計研究科（Chuo Graduate School of International Accounting）（通称 中央大学アカウンティングスクール〔Chuo Graduate School of Accounting, CGSA〕）は、旧専門大学院制度に則り2002年4月に設置された。

国際会計研究科は、当時日本において金融・会計ビッグバンが推進され、グローバルゼーションやIT革命による経済・社会環境の急激な変化が起っていたことに対応し、会計専門職の再教育を目指すことをその設置目的として掲げた。これは、設置時点において、会計の社会的機能の持つ重要性が高まり、会計領域が拡大するであろうことを予想し、既存の研究者養成を主目的とした大学院が構築できていなかった産業界の要請に応える人材の教育体制と、産業界に起こる問題の解決に積極的に参画しうる研究体制を併せ持つ専門教育機関を指向するものであった。その後、国際会計研究科は、学校教育法の一部改正に伴い専門職学位課程に課程変更を行い、我が国で初となる会計専門職大学院として、以下に示す理念・目的に基づき教育研究活動を展開している。

本学における専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする（大学院学則第3条の2第2項）。この専門職大学院の目的を受けて、国際会計研究科は、「国際化に対応し会計及びファイナンスその他の関連する分野（以下「会計、ファイナンス、マネジメント等」とする。）における職業等を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」を理念・目的とし（専門職大学院学則第4条第1項第1号）、社会的な使命の着実な遂行を指向している。

具体的には、高い職業的倫理観と、会計、ファイナンス、マネジメント等の専門領域についての理論、知識、経験を兼ね備え、プロフェッショナルとして高度な職業倫理観と知識・スキルを持ち、理論を踏まえながら業務環境の変化に迅速に対応できる人材の育成を目的としている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

2. 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 構成員に対する周知方法とその有効性

(2) 社会への公表方法

国際会計研究科では、本学公式Webサイト、研究科ガイドブック、及び入学試験要項において、研究科固有の使命・目的、教育目標、及び教育内容等に関する重要事項を掲載し、社会一般に広く明らかにするとともに、適宜、教職員、在学生等に対しても説明を行っている。とりわけ教員に対しては、FD委員会において作成した「兼任教員ガイドブック」において、研究科の目的や教育方針について説明し、加えて3月に専任・兼任懇談会を開いて、専任教員、兼任教員の区別なく授業方針等についての認識の統一を図っている。

このように、国際会計研究科における理念・目的等の周知の方法については、学内の構成員は勿論のこと、様々な媒体を通じて広く社会に公開されており、有効なものとする。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

3. 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 理念・目的の妥当性・適切性を検証する仕組みとその実施状況

国際会計研究科では、固有の使命・目的の着実な達成のために、毎年修了生に対して実施するアンケート結果や教員の意見を持ち寄り、FD委員会、自己点検・評価委員会、教授会等において、経済、ビジネスの環境変化と、それに対応した人材に求められる能力を見直すとともに、見直した人材像を養成するために必要な国際会計研究科の理念・目的等の見直しを行ってきている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

法務研究科

1. 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

【現状の説明および点検・評価結果】

(1) 理念・教育研究上の目的の明確化がなされているか（理念・目的の特色・特徴を含む）。

中央大学大学院法務研究科の理念・目的は、多様な分野で活躍するリーガル・ジェネラリスト及びリーガル・スペシャリストを養成し、法化社会の実現に貢献することであり、そのため、実務を批判的に検討し発展させる創造的思考力を備えた上で、リーガル・ジェネラリストについては市民の日常生活に関わる法分野において、幅広い法律知識、問題解決能力、豊かな人間性及び高い倫理観を、リーガル・スペシャリストについては専門的な法分野における新しい知識、分析能力及び問題解決能力を養成することを教育目標としている。

なお、法務研究科における人材養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的についてであるが、「研究科の教育研究上の目的等」（専門職大学院学則 第4条）として学則に明文化しており、法務研究科では、これらをもその教育をはじめとする諸活動の根幹・指針に据えた組織的な展開を図っている。

現在、学則に定める法務研究科の人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的は次の通りである。

（専門職大学院学則 第4条第1項第2号）

法務研究科 専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 法務研究科は、創設以来、累積で全国2位、私立では1位の司法試験合格者を輩出している。彼らは法曹となって全国各地で多方面（裁判官、検察官、弁護士、公務員、インハウス・ローヤー等）において活躍しており、理念・目的は達成されているといえる。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 法務研究科における教育活動の質的向上や学生支援の充実に引き続き取り組み、多様な分野で活躍するリーガル・ジェネラリスト及びリーガル・スペシャリストの輩出を通じて法務研究科の掲げる理念・目的の達成に努めていく。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 最終的に 68.89%の修了生が司法試験に合格し、司法試験合格者の進路状況としては、弁護士となる者が8割以上で、北は北海道旭川市から南は沖縄県石垣市まで、国内ほぼ全てのエリアで活躍しているほか、毎年一定数が、裁判官及び検察官に任官している。なお、直近（司法修習68期）では、裁判官に9（昨年度8）名、検察官に7（昨年度9）名が任官している。これら多様な人材を養成するための取組みとして、後述のとおり、リーガル・キャリア・サポート委員会において、専門家や採用担当者による各種ガイダンスや多方面で活躍する法曹による講演の実施等、入学時から修了後まで時期に応じたキャリア支援を行っているほか、正課科目においては、政策形成を担当する官僚による授業、企業法務を取り扱う弁護

士や企業内法務担当者による授業を設置、さらに 2017 年度前期からは地方固有の法律問題や法曹事情を取り扱う授業を新たに開設した。

【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点およびそれらへの対応方策】

＜問題点および改善すべき事項＞

- 学部と異なり、法科大学院においては、修了後に就職活動を行うのが一般的であることから、修了生の進路先を把握することが困難である。そのような中、いわゆる法曹三者に就いた者に関しては、官報や弁護士検索により、ほぼ全員の進路状況を把握できているが、非法曹の進路状況については、法曹に比して十分な把握ができていない。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- リーガル・キャリア・サポート委員会が個別情報収集を行うほか、とりわけ組織内法曹や公務員については、CLS インハウス・ローヤーズ・ネットワーク（2016 年 5 月発足。司法試験合格後に企業や省庁等の組織に所属している修了生の同窓会組織）等の同窓会組織を通じて情報収集する等により、把握に努める。

2. 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

【現状の説明および点検・評価結果】

(1) 構成員に対する周知方法とその有効性

(2) 社会への公表方法

法務研究科の理念・目的等については、「教育理念」「養成する法曹像」として、中央大学法科大学院ガイドブックに毎年掲載して進学説明会や他機関が主催する合同入学相談会の機会を利用して学内外に配布しているほか、研究科 Web サイトにも掲載し、また Web サイト上の資料送付請求にも応えて発送するなどの方法を通じて、入学志願者、その他関係者への周知を図っている。さらに 2012 年度からは、履修要項の冒頭に「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」をはじめとする教育活動に関する三つの方針の掲載を行い、「本法科大学院において養成する人材像」、そして「養成する法曹像」を掲げ、在学生及び教職員への理解も促しており、合理的な費用と労力の範囲内で十分に有効な周知の手段を尽くしているといえる。

2017 年度入学者を対象に実施したアンケート結果（2017 年 4 月 1 日実施、2017 年度入学者 128 名中 127 名が回答）より、これらの周知の状況について、まず、「中央大学の建学の精神」について内訳をみると、全体として 54%（昨年度 57%）が認知しており、出身大学別の内訳を見ると、

○ 法学既修者：中央大学出身 66%（25/38）、他大学出身 39%（25/64）、無回答 0 名

○ 法学未修者：中央大学出身 100%（7/7）、他大学出身 61%（11/18）、無回答 0 名となっており、やや中央大学学部出身者の認知度が高いものの、他大学出身者においても、一定割合が認知していることが分かる。

次に「養成する法曹像」については、全体の認知度は 57%となり、昨年度と同水準であった（昨年度 57%）。さらに法学未修者 64%、法学既修者 55%とコースによる差があるものの、昨年度に比べると差は小さくなっている（昨年度は法学未修者 71%、法学既修者 51%）。一定程度認知されている状況ではあるが、入学後の更なる周知（自習室への掲示等）により、

より一層の向上を図っていく。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 法務研究科の理念・目的等については、中央大学法科大学院ガイドブックに毎年掲載し、学内外に配布しているほか、Webサイトにも掲載するなどし、入学志願者、その他関係者への周知を図っており、概ね有効な周知がなされている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 研究科の掲げる理念・目的や「養成する人材像」の周知については、入学時のガイダンスにおいてカリキュラムと関連づけた説明を行っているほか、履修要項においても履修モデルとあわせて提示し、浸透を図っている。また、学生が日常的に利用する自習室の入口に掲示を行うことで啓発も図っており、これらの取組みを継続して実施していく。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 前述の取組みを継続的に実施した結果、養成する法曹像の認知度がほぼ同水準となっている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点およびそれらへの対応方策】

- 特になし

3. 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

【現状の説明および点検・評価結果】

（1）理念・目的の妥当性・適切性を検証する仕組みとその実施状況

専門職大学院設置基準によれば、法科大学院は専ら法曹養成のための教育を行う専門職大学院であり、その目的の範囲内で、各法科大学院はどのような特色のある法曹を養成するかを選択する余地がある。本学法務研究科の場合、わが国最大規模の法科大学院であることを反映して、特定のタイプの法曹養成に偏ることなく、前述の教育理念と6種類の法曹像を示し、多様かつ特色ある教育目標を掲げている。それが適切かつ十分であるかは、法務研究科において自主的に実施している毎年の自己点検・評価の機会に自己点検評価委員会及び最終的には教授会での討議を通じてチェックする機会があるほか、FD委員会、入試・広報委員会、教務委員会、カリキュラム・進級制度検討委員会、人事計画委員会及び外部の第三者（有識者）によって構成されるアドバイザーボードの意見を徴すること等を通じて、教育理念・目標の妥当性も含む法務研究科の活動全般について、随時検証する仕組みを備えている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点およびそれらへの対応方策】

- 特になし

戦略経営研究科

1. 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 理念・教育研究上の目的の明確化がなされているか（理念・目的の特色・特徴を含む）。

戦略経営研究科は、戦略経営専攻（専門職学位課程）とビジネス科学専攻（大学院博士後期課程）の2専攻を設置し、「組織の戦略経営分野における深い学識及び卓越した能力を培うとともに、専攻分野における教育・研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材の養成」を目的としている。

その上で、戦略経営専攻では、教育研究上の目的を専門職大学院学則第4条第3項において、「学術的な研究に基づいた理論と実践の教育・研究を行い、高度専門職業人としての深い学識と卓越した能力を兼ね備えたプロフェッショナルの養成を行うことを目的とする。」と謳っており、経営戦略を中心に「戦略」「マーケティング」「人的資源管理」「ファイナンス」「経営法務」の5分野を総合的、有機的に学修・研究できる高度専門職業人としての深い学識と卓越した能力の養成を通じて、プロフェッショナルとしての現代的な戦略経営リーダーを育成することを教育目標としている。

他方、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、教育研究上の目的を専門職大学院学則第4条第3項において、「現代企業が遭遇する課題を解く鍵となる理論及び高度な分析手法について教育・研究を行い、不確実な経営環境においても自ら課題を発見し、その実践的な課題を解決する創造的能力を培うことを目的とする。」と謳っており、この目的達成のために、マーケティング、ファイナンス、人的資源管理、経営法務等の研究分野で蓄積された知識を駆使して課題を可視化し、それらの関連図を描くと同時に、「下位戦略の“総合”に必要な新たなフレームワークの開拓」、「そのフレームワークを用いた個々の創造的テーマ、問題の分析と処方箋の提示」または、「最終的な“総合知見”の獲得を前提とした、各分野における創造的テーマの研究」を行うなど、環境の不確実性の増大に対して、直面する創造的テーマ、問題について高度な分析能力、問題解決能力を持った人材を育成することを教育目標としている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

2. 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 構成員に対する周知方法とその有効性

(2) 社会への公表方法

戦略経営研究科では、研究科 Web サイト及びパンフレット（研究科案内）において使命・目的及び教育目標、教育内容等に関する重要事項を掲載し、社会一般に公開している。パンフレットは毎年度発行し、入試説明会において配布しているほか、Web サイト等からの資料請求にも応じて随時送付を行っている。

さらに、入試説明会等にて研究科の理念・目的・教育目標・教育方法等の説明を行っている。企業に対しては、戦略経営研究科の認知拡大と、学生派遣企業開拓の一環として、パン

フレット、入試要項を送付し、必要があれば個別に説明に出向いている。入学者・在学生に対しては、入学式やガイダンスで説明するほか、履修要項等の各種学内刊行物に掲載するなど、説明できる機会を捉えて有効に周知を図っている。

また、教職員に対しては、履修要項による周知に加え、年度はじめに実施する授業担当者会議等で周知を行っている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

3. 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 理念・目的の妥当性・適切性を検証する仕組みとその実施状況

戦略経営研究科が掲げる理念・目的の検証については、毎年度行う自己点検・評価活動の一環としてこれを行い、点検・評価結果を教授会に報告することを通じて研究科内での共有を図っている状況である。

また、戦略経営研究科は開設10周年を契機に、CBS戦略検討タスクフォースを組織して検討を行い、次の10年間を見据えた構想として「CBS NExT10」を策定した。策定にあたっては、研究科として掲げる教育理念についても検証を行った上で、新たなミッションとして、不確実性の高い現代において、深い洞察と内省によって世界を変える“行動する知性”を持ち、自分を変え、組織を変え、社会を変えるチェンジリーダーたる「戦略経営リーダー」の育成を掲げている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし